

○雲仙市建設工事苦情処理手続要綱

平成19年3月28日

告示第29号

改正 平成28年4月1日告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び公共工事の入札及び契約適正化を図るための措置に関する指針第2の2の（2）に基づき、雲仙市が発注する建設工事に係る入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理することを目的とする。

(苦情の対象となる入札及び契約)

第2条 この告示による苦情処理の対象となる入札及び契約（建設工事に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約

ただし、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が130万円を超えないものを除く。

(対象となる苦情の申立て)

第3条 この告示による苦情処理の対象となる申立ては、次の2種類とする。

- (1) 苦情申立て
- (2) 再苦情申立て

(入札契約手続の執行)

第4条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札契約手続の執行を妨げないものとする。

(入札又は契約の種類による苦情申立てをすることができる者及び申立ての範囲)

第5条 苦情申立てをすることができる者及び申立て範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札（事後審査型） 落札候補者のうち不適格と認められた者は、市長に対して不適格とされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札 雲仙市において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該指名されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) 随意契約 当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可（建設業法第3条第1項に規定する「許可」をいう。）を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第6条 苦情申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）により、市長に

対して行うものとする。

(1) 一般競争入札に係る苦情申立て 市長が送付した競争参加資格要件不適合通知書が到達した日の翌日から起算して7日（雲仙市の休日を含める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する雲仙市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(2) 指名競争入札に係る苦情申立て 市長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内

(3) 随意契約に係る苦情申立て 市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内

（苦情申立てに対する回答）

第7条 市長は、苦情の申立てがあった場合、苦情申立てをすることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に苦情申立てに係る回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情申立て又は再苦情申立ての件数が一時期に多数に及ぶ等事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

（苦情申立ての却下）

第8条 市長は、苦情申立てが申立期間の経過その他必要な要件を欠くと認めたときは、その苦情申立てを却下するものとする。

（苦情申立てについての教示）

第9条 市長は、苦情申立てができる旨及び第6条から前条までに掲げる事項を記載した書面を総務部契約検査課において閲覧に供するものとする。

（苦情処理結果の非公表）

第10条 苦情処理の回答結果については非公表とする。

（再苦情申立てができる者及び申立ての範囲）

第11条 第7条に規定する苦情申立てに係る回答書を受理した者であって、申立て事項への説明に不服がある者は、当該回答書を受理した日から7日（休日を除く。）以内に市長に対して、再苦情申立書（様式第3号）により、再苦情申立てをすることができる。

（再苦情申立てに対する回答）

第12条 市長は、再苦情申立てがあった場合は、当該申立てについて、雲仙市建設工事競争入札審査委員会要綱（平成17年雲仙市訓令第21号）第1条に規定する雲仙市建設工事競争入札審査委員会の審議の結果をふまえた上で、同委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立てをした者に対し、再苦情申立てに係る回答書（様式第4号）により回答するものとする。ただし、苦情申立て又は再苦情申立ての件数が一時期に多数に及ぶ等事務処理上困難その他正当な理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

（再苦情の申立の却下）

第13条 市長は、再苦情申立てが申立て期間の経過その他必要な要件を欠くと認めたときは、その再苦情申立てを却下するものとする。

（再苦情申立についての教示）

第14条 第7条に規定する苦情申立ての回答中に、再苦情申立てができる旨を記載するとともに、第12条及び前条に掲げる事項を記載した書面を総務部契約検査課において

閲覧に供するものとする。

(再苦情申立てに係る処理結果の公表)

第15条 市長は、再苦情申立てをした者に回答を行ったときには、当該再苦情申立て者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条に規定する対象工事については、当分の間、設計金額が1000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものを除外するものとする。

附 則（平成28年4月1日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

苦 情 申 立 書

年 月 日

雲仙市長 様

1 苦情申立者の住所・氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

(電 話 番 号)

2 苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名 様

雲仙市長 印

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事番号

工 事 名

2 申立て事項への説明

3 却下の理由

4 再苦情申立について

本回答書について異議がある場合は、市長に対し、再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情申立てをする場合は、本回答書を受理した日から7日(雲仙市の休日を定める条例に規定する休日を除く。)以内に別添書面(様式第3号)を提出して下さい。

様式第3号(第11条関係)

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

雲仙市長 様

1 再苦情申立者の住所・氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(電 話 番 号)

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名 様

雲仙市長 印

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で再苦情申立てがあった件につきましては、次のとおり回答します。

記

- 1 工事番号
工 事 名
- 2 申立事項への説明
- 3 却下の理由

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第11条関係)
様式第4号 (第12条関係)